

「公務員の高齢期の雇用問題に関する研究会」第11回 議事要旨

1 日 時 平成20年6月25日(水) 15:00~17:00

2 場 所 人事院第1特別会議室(6階)

3 研究会メンバー出席者(座長及び座長代理以外は五十音順)

清家慶應義塾大学教授(座長)、岩村正彦東京大学教授(座長代理)、杉山三菱重工業株式会社顧問、村瀬全農林労働組合参与

4 議事次第

中間取りまとめに向けて

その他

5 中間取りまとめに向けての意見交換

中間取りまとめに向けて、座長の進行の下、意見交換が行われた。意見の概要は以下のとおり。

欧米諸国の公務員制度における生涯設計の考え方について

- ・ 欧米諸国の場合、公務員に限らず民間企業の従業員も年金の支給開始後は働かないということが一般的であるということも念頭に置く必要があるのではないか。
- ・ 欧米諸国の公務員制度における生涯設計の考え方には、公務の公正さ、清廉さの維持のほかに「優秀な人材の確保」の観点があるということを指摘しておくべき。
- ・ 欧米諸国の退職給付の代替率は、賃金がかかりフラットで最終年収が低いいため結果として高くなっているという背景もあることに留意する必要がある。

定員の合理化と再任用官職の確保との関係について

- ・ これまであまり議論にならなかったが、現在進められている定員の純減について議論の上、指摘しなくてよいのか。定員純減の政策が今後も継続する限り十分な再任用官職を確保することは難しいのではないか。

任命権者の再任用官職の提示義務について

- ・ 民間では再任用のため提示するポストは1つというのが実態のようであるという意見があったが、実際には裁判になっても対抗できるように複数の選択肢を提示する場合もある。複数回提示をして、それでも本人が受け入れない場合には打ち切るということをしているのではないか。

幹部職員特有の問題について

- ・ これまで幹部職員特有の問題ということで議論してきており、幹部職員のみ特別扱いをしているように感じるが、人事管理は幹部職員から一般職員まで一体となっていくものなので、実は幹部職員特有の問題ということではなく、幹部に関わる問題ということではないか。

60歳台前半層の処遇について

- ・ 生活給に関する問題は、民間企業でも常に議論の対象となっており、子供を早く産んだ人は若いときに大変な苦勞をしているので、晩婚の人の面倒をみるのであれば、むしろ若年層に対する手当を増やしてほしいという意見もある。
- ・ 生活給を出す以上、60歳になったから急に出さなくていいというのでいいかという議論は確かにある。

外部委託した業務を再度取り込むことについて

- ・ これまでの議論の中で、民間企業の場合には外部に出した業務を再度自社に取り込むことは比較的容易であるという論調であったが、契約の問題と委託先の企業における雇用の問題があるため、民間企業においてもそれほど簡単にできるものではない。
そういう意味では、取り込むとしても委託していた業務の一部しかできないのではないか。

組織の活性化について

- ・ 高齢職員が後進に道を譲ることによる職員への影響は若手職員のみでなく、中堅層にも及び、組織全体の活性化につながるということを指摘しておくことが必要。

今回は、引き続き中間とりまとめの具体的内容について議論を行うこととなった。
(文責：研究会事務局)

以 上